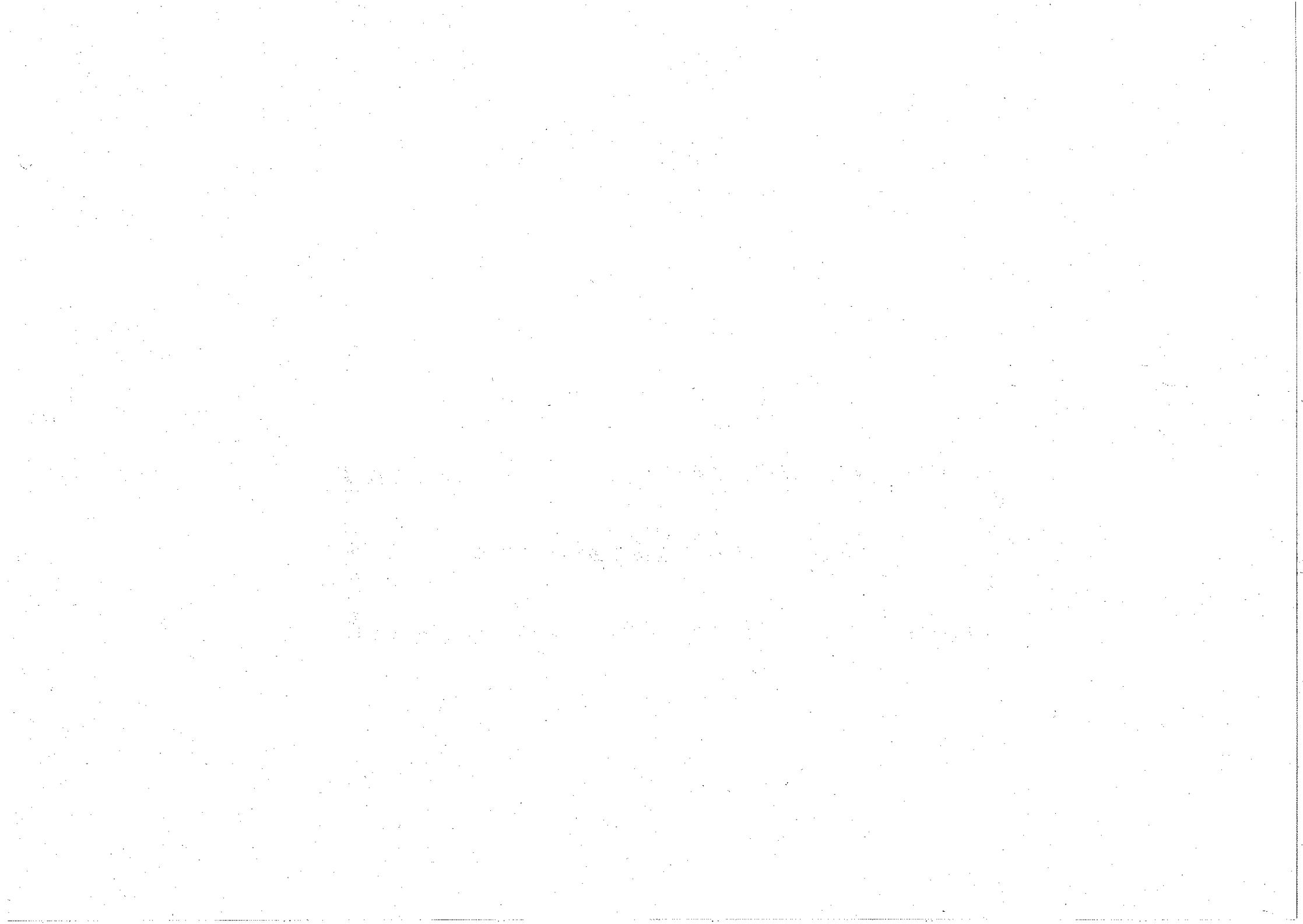


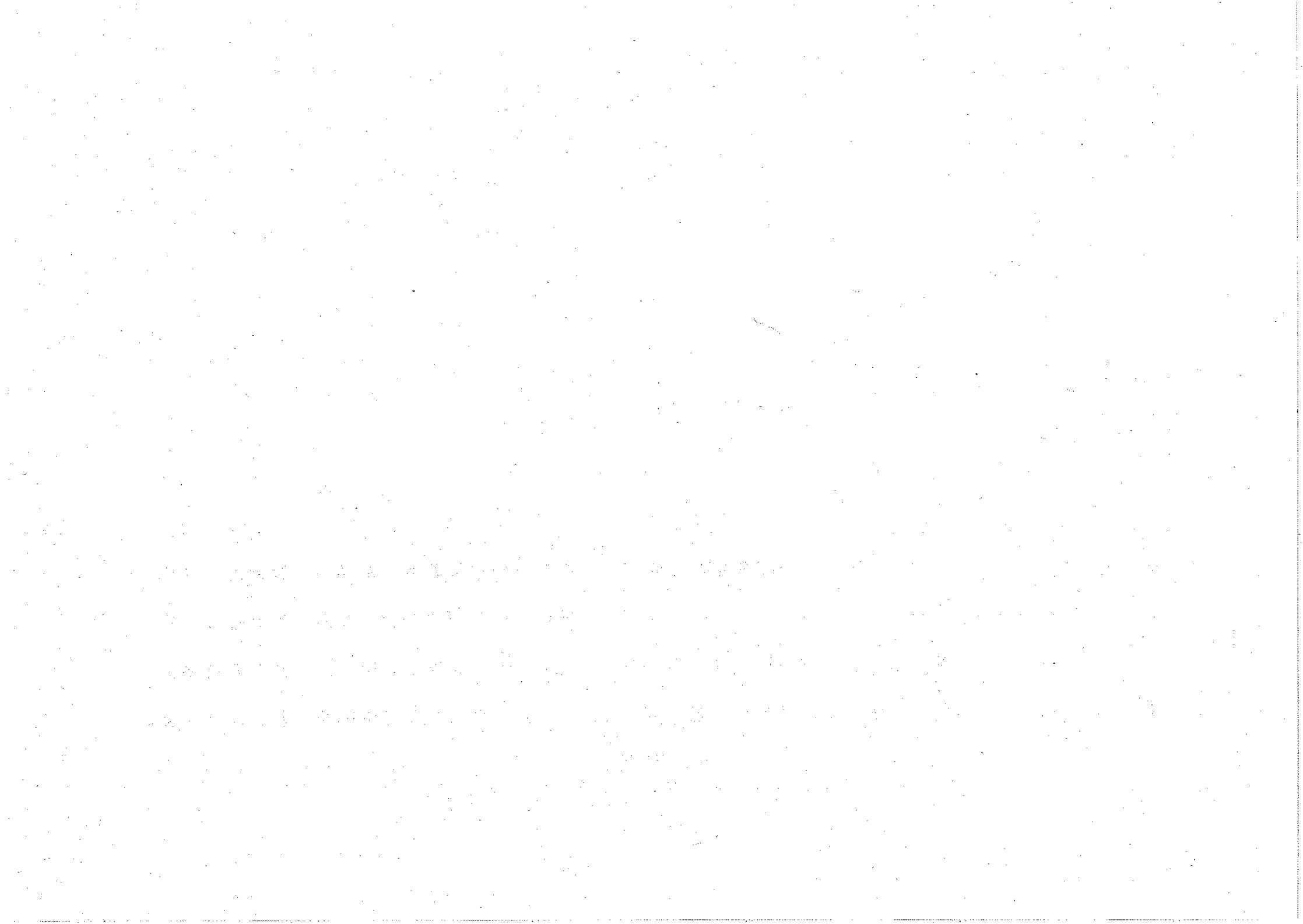
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※
※
※
※
※
※
※
※
平成 23 年第 3 回箕面市議会定例会議案
(追加第 3 号)
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

箕 面 市



平成 23 年第 3 回箕面市議会定例会議案
(追加第 3 号)

報告第 28 号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償請求に関する和解）	1
報告第 29 号 専決処分の報告の件（物損事故に係る損害賠償請求に関する和解）	5
第 87 号議案 町の区域の変更及び町の新設の件	9
第 88 号議案 箕面市監査委員の選任について同意を求める件	15



報告第28号

専決処分の報告の件

交通事故に係る損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙「専決処分書」のとおり次の内容の和解を専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成23年10月3日提出

箕面市長 倉田哲郎

- 1 事故発生日時 平成23年8月23日 午後0時45分頃
- 2 事故発生場所 豊中市本町一丁目6番7号 りそな銀行豊中支店駐車場内
- 3 相手方 [REDACTED]
[REDACTED]
- 4 事故の状況 本市の公用車（地域創造部箕面営業課職員運転）が、上記日時・場所において、後進したところ、駐車していた相手方の車両と接触し、同車両の右バンパー部分を破損させたものである。
- 5 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は58,958円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- 6 和解年月日 平成23年9月13日



写

専決第 7 号

専 決 处 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

交通事故に係る損害賠償請求に関する和解の件

平成 23 年 8 月 23 日 豊中市本町一丁目 6 番 7 号 りそな銀行豊中支店駐車場内において、公務のため公用車を運転していた本市職員が発生させた交通事故に関し、[]

[] を相手方とし、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 695 条の規定により別紙のとおり和解する。

平成 23 年 9 月 8 日 専決

箕面市長

宮田吉郎

別紙の和解契約書は、報告第28号専決処分の報告の件の和解内容と同様であるため省略する。

報告第29号

専決処分の報告の件

物損事故に係る損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙「専決処分書」のとおり次の内容の和解を専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成23年10月3日提出

箕面市長 倉田哲郎

- 1 事故発生日時 平成23年8月16日 午後5時20分頃
- 2 事故発生場所 箕面市新稲三丁目2番1号 箕面市立第一中学校北側路上
[REDACTED]
[REDACTED]
- 3 相手方 [REDACTED]
- 4 事故の状況 上記日時・場所において、箕面市立第一中学校野球部の練習中に運動場の防球フェンスを飛び越えたボールが、走行中の相手方所有の車両に当たり、同車両の左後方上部を破損させたものである。
- 5 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は165,029円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- 6 和解年月日 平成23年9月15日

写

専決第 8 号

専 決 处 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

物損事故に係る損害賠償請求に関する和解の件

平成23年8月16日箕面市新稻三丁目2番1号箕面市立第一中学校北側路上において発生した物損事故に關し、[REDACTED]を相手方とし、民法（明治29年法律第89号）第695条の規定により別紙のとおり和解する。

平成23年 9月14日専決

箕面市長

倉田吉郎

別紙の和解契約書は、報告第29号専決処分の報告の件の和解内容と同様であるため省略する。

第87号議案

町の区域の変更及び町の新設の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり町の区域を変更し、及び町を新設する。

平成23年10月3日提出

箕面市長 倉田哲郎

- 1 上止々呂美及び下止々呂美の区域を別図1の斜線で示す区域を除いた区域に変更する。
- 2 別図2に示すとおり、1において除いた区域をもって森町南一丁目、森町南二丁目及び森町南三丁目を新設する。
- 3 1及び2の処分は、地方自治法第260条第2項の規定による告示によりその効力を生ずる。

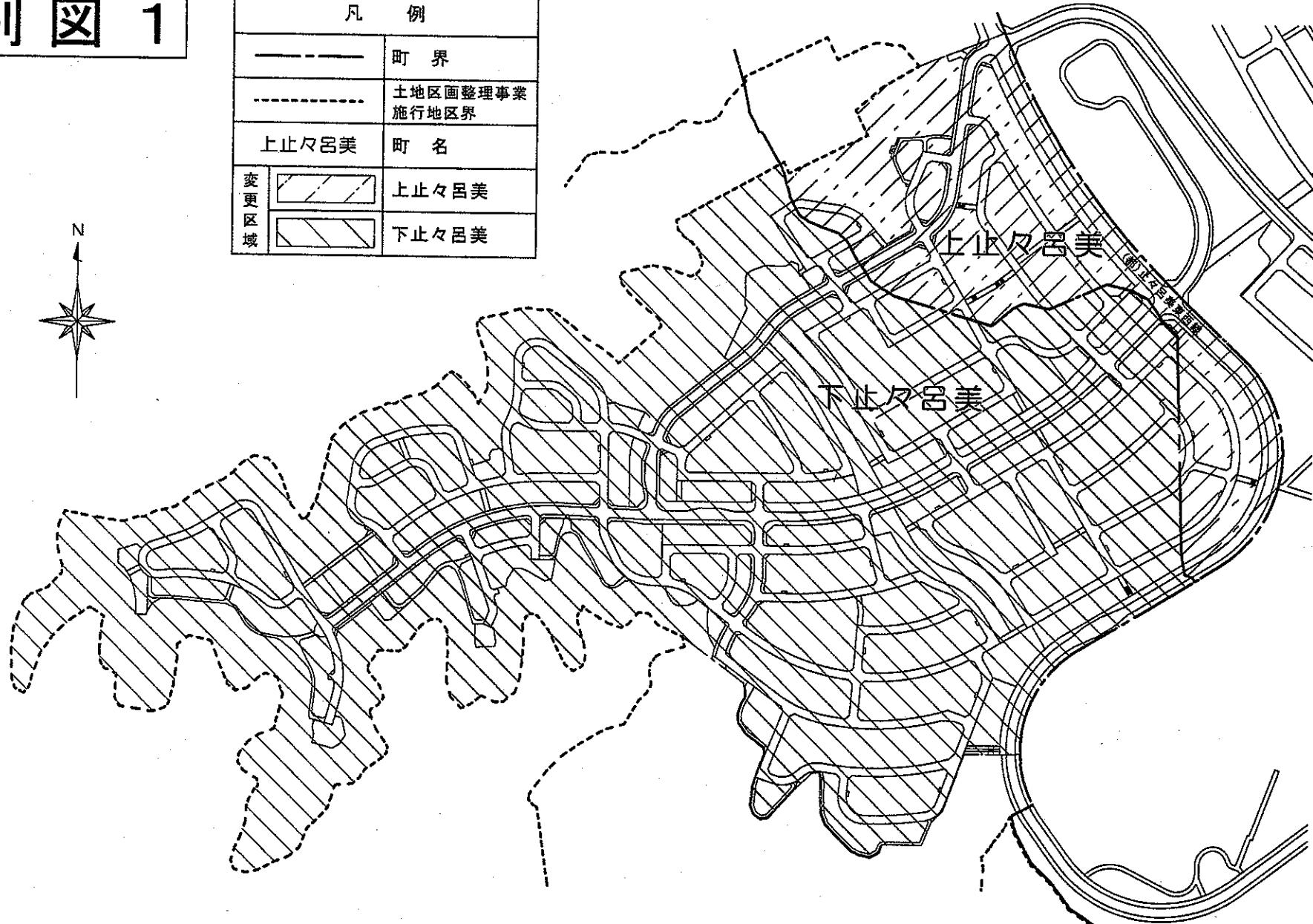
(提案理由)

北部大阪都市計画事業水と緑の健康都市特定土地地区画整理事業の施行区域内において、住居表示を実施するに当たり、町の区域を変更し、及び町を新設するため、地方自治法第260条第1項の規定により提案するものである。



別図 1

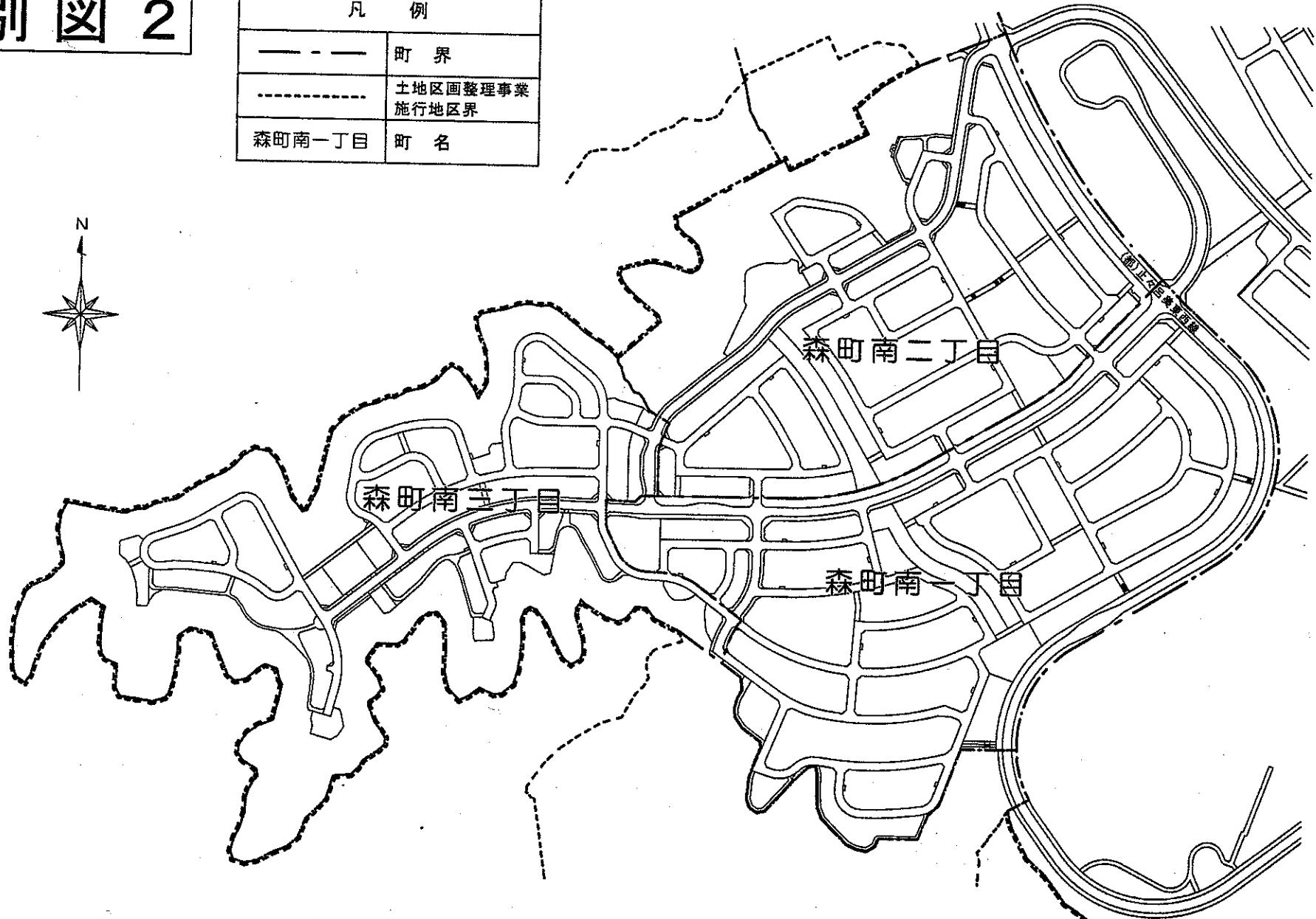
凡 例	
———	町 界
- - - - -	土地地区画整理事業 施行地区界
上止々呂美	町 名
変更区域	上止々呂美
	下止々呂美





別図2

凡例	
——	町界
- - - - -	土地区画整理事業 施行地区界
森町南一丁目	町名





第88号議案

箕面市監査委員の選任について同意を求める件

次の者を箕面市監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成23年10月3日提出

箕面市長 倉田哲郎

氏名 瀧 洋二郎

略歴

昭和59年 3月	慶應義塾大学経済学部卒業
同 63年 3月	慶應義塾大学法学部卒業
平成 4年10月	司法試験合格
同 7年 4月	司法修習修了
同 7年 4月	弁護士登録（現在に至る。）

同 7年 4月	浅岡法律事務所入所
同 12年 1月	浅岡・瀧法律会計事務所に改名（現在に至る。）
同 20年 4月	大阪池田簡易裁判所民事調停委員（現在に至る。）
同 20年 10月	豊能町教育委員会委員

(提案理由)

瀧 洋二郎氏を箕面市監査委員に選任するため、提案するものである。